

大韓民国の在外選挙は 次のように実施します。



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2010.2.10

WWW.nec.go.kr

☎82-2-503-0648
FAX82-2-504-5350

国籍選択期間中の在外国民は 外国国籍を保有しても投票可能

- ◎ 自発的に外国籍を取得した者は取得時に、出生や結婚などによる外国籍取得者は国籍選択期間経過時に、大韓民国の国籍が喪失し選挙権を行使できません。

大韓民国国民で進んで外国籍を取得した人はその外国籍を取得した時に大韓民国国籍を喪失するので選挙権がありません。しかし出生など先天的な要因で大韓民国国籍と外国籍を同時に持つことになった人や、婚姻・養子など後天的な理由で外国籍を取得した後6カ月以内に法務大臣に大韓民国国籍保有意思を申告した人は、国籍選択期間が経過する前まで大韓民国国籍を保有するので投票に参加できます。

(「国籍法」第12条、第15条)

国籍選択期間

【「国籍法」第12条(二重国籍者の国籍選択義務)】

- ▶ 満20才になる前に二重国籍を持つことになった者は満22才になる前まで
- ▶ 満20才になった後に二重国籍者になった者はその時から2年以内
- ▶ *第1国民役に編入された時から3カ月以内または兵役義務、兵役免除処分、
*第2国民役に編入された時から2年以内

- ◎ 「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」により*国内居所申告をした永住権者は韓国内に住民登録されている国民と同じ選挙権を持ちます。

*第1国民役:国防義務を遂行する対象者、

*第2国民役:国防義務免除者(身体障害者等)

*国内居所申告:大韓国内に居住を持つ者が、管轄する出入国管理局所長等に申告すること

選挙管理委員会は**政治的中立と**
公正な選挙管理を最優先しています